

気候基準に関する実務対応基準 公開草案、公表——SSBJ

去る1月21日、SSBJは第62回サステナビリティ基準委員会を開催した。前回（2026年2月1日）に開催された（1月22日公表。コメント期限は3月25日。<https://www.ssbj.jp/en/domestic-standards/>

号（№1766）情報ダイジスト参考）までの審議を踏まえ、サステナビリティ開示実務対応基準公開草案1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示」の文案の検討が行われ、出

なお、コメント募集期間については、先日SSB1Jが公表したIFRS S2号に対応する気候関連開示基準改正の公開草案と同様に40日とする案も出ていたが、原則どおり約2カ月とした。

exposure_draft/y2026_practical/2026-0122.html）。

去る1月20日、企業会計基準委員会は、第567回企業会計基準委員会（第7回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会）を開催した。

本公聴会は、のれんの非償却の導入およびのれん償却費計上の区分の変更（以下、「本テーマ」という）の提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、関係者から意見聴取を実施するものであり、親委員会における通常の審議と異なり、当委員会および委員が本テーマに関して判断や評価を行うものではなく、関係者からの意見聴取の結果を企業会計基準諮問会議に報告することを目的として実施するものである。

のれん償却について作成者の意見 聴取 A S B J・のれん非償却公聴会

第6回までの公聴会の意見
は、第55回企業会計基準諮問会
議（2025年12月10日号（No.
1762）情報ダイジェスト参照）
にて報告されたが、そこではこれ
までの意見聴取に加え、財務諸
表作成者や小規模監査法人等に
対して継続して意見聴取を実施
するよう要望が寄せられていた。
今回は、作成者として日本製
鉄株財務部決算室長の松本道彰
氏から意見聴取を行つた。
まず、説明者が「会計基準は
企業経営の実態を適切に反映す
るために設定すべきであり、政
策的手段のために改正すべきで
はない」、「IFRSとの整合性
について、IFRSに横並びす
るのではあれば日本基準は不
要。日本としてあるべき会計を
具現化するのが日本基準」との
基本的な考え方を述べた。
のれんの非償却
のれん非償却を導入する会計
基準の改正については、「のれ
んは時間の経過とともに減耗し
ていくものであるので、支持し
ない」と述べた。
また、償却と非償却の選択に
ついても、「企業実態を表すか
どうかが重要であり、企業の自
由選択は認めるべきではない。
同じ企業実態にもかかわらず異

IFRS会計基準の適用と
非償却

IFRS会計基準を適用することにより非償却とすること可能となることをどのようにえるかという質問に対しても、小企業向けIFRSでのれん償却が求められているのは、償却によるコストに配慮するため。非償却を選択するには減損テストなどのコスト増大することは認識すべき回答した。

のれんの非償却を導入する場合の負担

のれんの非償却の導入について、「日本基準と比較は必要だ。PPAや減損トが負担となり、専門的なリソースや第三者の専門家用が必要となる。それに伴う監査工数も増加する。また損のハーダルが低くなることが挙げられる。体力のない会社に負担が大きいのではなか」と問題点を述べた。

司 説明
も る
考 中 販賣費及び一般管理費に計上し
たうえで、のれん償却前営業利
益およびのれん償却費を表示す
るという案については、「会計
処理は変わらず表示上の問題で
あるので、スタートアップ企業
が希望するならあえて反対しな
い」と述べた。

質疑応答

委員からは、「(のれんの非償
却賛成サイドが主張する) のれ
んの償却ではP.M.I.がおろそか
になつたり、経営陣が償却する
ことがあぐらをかいて減損が出
にくくなる側面があるとの意見
についてはどう思うか」との質
問に対して「むしろ、償却をし
ながら利益を出すことは、投下
した資本に対し適切に投資し
てシナジーを生み出していると
いうことになり、逆ではないか
と考える」との回答があつた。
また「のれんの非償却を導入
することで、国際的な比較可能
性は担保されるかどうか」とい
うことになり、逆ではないか
と考える」との回答があつた。

う質問に「比較可能性とは、企業の実態を反映した比較でなければならず、形式的に合わせた

だけではたして比較可能となるかは疑問」と述べた。

会計 計

金融商品の分類・測定、検討開始

—ASBJ、金融商品専門委

去る1月15日、企業会計基準委員会は、第248回金融商品専門委員会を開催した。主な検討事項は次のとおり。また、1月20日開催の第568回親委員会でも同様のテーマが審議された。

金融商品の分類および測定に関する会計基準の開発

金融商品の分類および測定に関する会計基準（案）」は、昨年10月に公表された企業会計基準公開草案89号「金融商品に関する会計基準（案）」等では、予想信用損失モデルの適用範囲に合わせて限定的な範囲での改正を提案し、公開草案の範囲に含めていない領域については公開草案の公表後に見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定であるとされていた。

今回、金融商品の分類および測定の見直しの着手に関する方

向性についての議論を行うための前段階として、金融商品会計

会計・監査・開示 來し方行く末

連結財務諸表の特徴① 作成(1)

公認会計士
市川 育義

連結財務諸表は、個別財務諸表と作成手続を異にするが、まずは連結財務諸表の定義を確認する」とから始める。

(1) 連結財務諸表の定義

基準等（公開草案の提案を含む）における金融資産の分類および測定に関する定めを確認したうえで、国際的な会計基準における取扱いについて説明し、意見を聴取することとした。

事務局からは、次の論点につ

いて、金融商品会計基準等とI FRS会計基準・米国会計基準との主要な類似点および相違点が示された。

この定義からすると、連結財務諸表は、親会社を頂点とした企業集団の業績等を表示するものである（連結会計基準1項）。

この定義からすると、連結財務諸表は、親会社を頂点とした企

業集団の業績等を表示するもので

あり、個別財務諸表は親会社単

独の業績等を表示するものである

といった違いがあることがわかる。

企業集団は、いわゆる親子関

係にある会社の集合体を意味す

るが、親会社であつても他の会社

の子会社であることはよくあるた

め、ここで混乱しないために重要

なことは、誰が連結財務諸表を作成するのかといった視点である。

連結財務諸表を作成する会社（提出会社）は、自社にとどまらず、子会社投資（M&Aによる企業買収や新規会社設立等）を

- | | |
|---------------------------------|---|
| (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) | 組込デリバティブ
公正価値オプション
非上場株式
上場株式・投資信託
トレーーディング目的で保有する金銭債権等
有価証券の保有目的の変更
売却目的保有以外の債権および債券
金融資産の会計処理の判定
方法 |
|---------------------------------|---|

通じて、グループ内の頂点に位置し、グループ経営をリードする会社（親会社）である。

このため、当該会社単独の業

績のみならず、子会社投資の実績も反映したグループ経営の業績について、連結財務諸表の作成開示が必要とされている。

よって、「提出会社＝親会社」が前提となっているため、提出会社が作成・開示する連結財務諸表においては、作成会社の上位に位置する会社（作成会社の親会社やその子会社（兄弟会社）等）は、そもそも対象外であり、あくまでも提出会社を頂点とする企業集団を対象としていることには留意するべきである。

この点を作成プロセスの観点から説明すると、連結財務諸表は、支配従属関係にある親会社と子会社のそれぞれの個別財務諸表を合算して作成することとなり、

その結果、連結財務諸表には子会社の業績も反映されることとなることになるというわけである。

関連会社は企業集団を構成しないため、作成プロセスの観点からも子会社投資のように個別

財務諸表を合算することはない。

関連会社投資においては業績そのものを連結財務諸表に反映することではなく、持分法を通じて、関連会社の業績を部分的に反映する」とことになる。

このように、提出会社による事業投資の成果を連結財務諸表に反映させる作成プロセスにおいて、子会社投資と関連会社投資には違いがある点に留意する必要がある。

◆非連結子会社及び関連会社に対する投資については、原則として持分法を適用する（持分法会計基準6項）。

◆本会計基準は、連結財務諸表を作成する場合に適用する（持分法会計基準3項）。

専門委員からは「国際的な会

◆本会計基準は、連結財務諸表を作成する場合に適用する

（持分法会計基準3項）。

専門委員からは「国際的な会

◆非連結子会社及び関連会社に対する投資については、原則として持分法を適用する（持分法会計基準6項）。

このため、当該会社単独の業

績のみならず、子会社投資の実績も反映したグループ経営の業績について、連結財務諸表の作成開示が必要とされている。

よって、「提出会社＝親会社」

が前提となっているため、提出会

社が作成・開示する連結財務諸

表においては、作成会社の上位に

位置する会社（作成会社の親会

社やその子会社（兄弟会社）等）

は、そもそも対象外であり、あ

くまでも提出会社を頂点とする企

業集団を対象としていることに

留意するべきである。

この点を作成プロセスの観点から説明すると、連結財務諸表は、

支配従属関係にある親会社と子

会社のそれぞれの個別財務諸表

を合算して作成することとなり、

その結果、連結財務諸表には子

会社の業績も反映されることとな

る、企業集団の業績を開示する

ことになるというわけである。

このように、提出会社による

事業投資の成果を連結財務諸表に反映させる作成プロセスにおいて、子会社投資と関連会社投資には違いがある点に留意する必

要がある。

計基準との整合性に関して、わ

が国の従来の考え方と整合しない部分があるので、「慎重な検討が必要」、「資本と負債の区分は、金融資産の分類・測定に重要であるため、運用のしかたも含めて検討をすべき」、「金融資産の減損に関する会計基準の公開草案の提案に関連して、予想信用損失モデルの対象となるかどうかがシステム開発に影響を与えることから、債券を優先的に検討し、その後に株式・投資信託を検討するという方法があるのではないか」といった意見が聞かれた。

第568回親委員会では、「(1)については、「日本基準と米国会計基準では、金融資産ごとに、金融資産の法的形式やその保有目的等に基づいて会計処理が定められている一方、IFRS会計基準では、すべての金融資産についてSPP-I要件と商業モデルに基づく单一の分類アプローチを適用し、金融資産の会計処理を判定することとなる」と整理されており、他の論点と相互に関連するテーマであり、重要な論点があるので、優先的に議論すべき」、「(6)について、子会社や関連会社の株式も連結・単体とも一律に時価評価

するのが正しいのか疑問。連單の取扱いについて、別々にする

ことも検討してほしい」、「特に必要では」との意見が聞かれた。

譲受人がSPCである場合の

第247回金融商品専門委員会(2026年1月10日・20日合併号(No.1765)情報ダイジェスト参照)および第566回親委員会(2026年2月1日号(No.1766)情報ダイジェスト参照)に引き続き、譲受人がSPCである場合の金融資産の消滅範囲の明確化

専門委員からは、賛同する意見が聞かれた。

また、第568回親委員会では、特段の異論は聞かれなかつたが、「融資者」という文言について、関連基準の企業会計基準適用指針15号「一定の特別目

的会社に係る開示に関する適用指針」の改正に『出資者』という用語があるので、関係を整理したほうがいい」との意見があつた。

次回は、適用時期・経過措置について審議する予定。

示され、議論された。

文案では、金融商品会計基準

の(注4)について、「特別目

的会社が発行する証券の保有

者」を「特別目的会社に対する

投資者又は融資者」とするなど

の改正が示された。

経理用語の豆知識

重要な虚偽表示リスクの識別と評価

監査人は、①財務諸表全体レベル、②アサーション・レベル、の2つのレベルで重要な虚偽表示リスクを識別しなければならない。また、監査人は、関連するアサーションとそれに関連する重要な取引種類、勘定残高または注記事項を決定しなければならない。

監査人による財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの識別と評価は、内部統制システム、特に統制環境、企業のリスク評価プロセスおよび内部統制システムを監視する企業のプロセスの理解ならびに企業の事業内容と複雑性等の影響を受ける。特に財務諸表全体レベルのリスクは、統制環境の不備または経済状況の悪化等の事象や状況から生ずることがある。

監査人は、重要な取引種類、勘定残高または注記事項を識別するために、自動化されたツールと技法を利用する場合がある。重要な注記事項には、関連するアサーションが存在する定量的および定性的な注記事項が含まれる。

日本の長期金利急上昇の背景

日本は、2025年1月時点では、2025年1月時点では、長期金利の上昇要因としては、一般に期待される物価上昇率が市場では定着しつつある。加えて、間近に迫った春季引上げ、財政赤字の拡大などが

今回、企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」および移管指針9号「金融商品会計に関する実務指針」の改正案が

みると、直近の12月公表分である11月の消費者物価上昇率は前年同月比プラス2.9%と、この1年間はほぼ同水準となつて

足元の物価動向だけをみれば、10年金利の急上昇率を説明すれば、10年金利の急上昇率を説明するには物足りない。ただ物価上昇圧力そのものは根強く、3年後、5年後の物価上昇率についても、2%前後で推移するとの見方が市場では定着しつつある。

これからの要因だけでは十分とはいがたい。むしろ注目すべき上昇の速さを説明するうえで、これが市場では定着しつつある。加えて、間近に迫った春季政規律への警戒感が、足元で急速に強まっている点だ。とりわけ高市首相が衆議院解散を表明し、選挙を前にした財政拡張觀

日本は、2025年1月時点では、長期金利の上昇要因としては、一般に期待される物価上昇率が市場では定着しつつある。加えて、間近に迫った春季引上げ、財政赤字の拡大などが

日本は、2025年1月時点では、長期金利の上昇要因としては、一般に期待される物価上昇率が市場では定着しつつある。加えて、間近に迫った春季引上げ、財政赤字の拡大などが

日本は、2025年1月時点では、長期金利の上昇要因としては、一般に期待される物価上昇率が市場では定着しつつある。加えて、間近に迫った春季引上げ、財政赤字の拡大などが

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年 1月14日	内部統制強化・不祥事予防に向けたハンドブック	日本取引所 自主規制 法人	内部統制システムの整備を推進する役員・責任者、社外取締役・監査役の他、管理部門や内部監査部門に向けて、不祥事が生じた上場会社が策定した再発防止策を、不祥事が発生した原因やその目的ごとに分類し、ポイントを紹介。上場会社の中長期的な企業価値向上を支える内部統制の強化に役立てる目的として作成されている。各分野の第一人者による不祥事予防に関するコラムや株日本取引所グループの各部門による内部統制上の留意点を解説するコラムなども掲載。 https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0060/20260114-01.html
2026年 1月15日	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(金融庁告示)の一部改正(案)	金融庁	IASBが2025年12月31日までに公表したIFRS19号「公的説明責任のない子会社：開示」とIAS21号「外国為替レート変動の影響」を、連結財務諸表規則312条に規定する指定国際会計基準とするもの。コメント期限は2月16日。 https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260115/20260115.html
2026年 1月20日	人的資本可視化指針(改訂版)(案)	内閣官房・ 金融庁・ 経産省	強い日本経済の実現を目指し、中長期的な企業価値の向上を後押しするために不可欠な人的資本への投資について、経営戦略と人材戦略の連動をさらに高め、開示情報の充実を図るべく、国際的なフレームワークに沿った情報開示や、経営戦略と人材戦略・人事施策の関連づけに関する情報開示を促すために改訂を行うもの。コメント期限は2月10日。 https://www.cas.go.jp/jp/pubcom/index.html

明金利の上振れ圧力として作用している可能性が高い。このため、足元の日本の長期金利上昇は、単なる景気回復や利上げ観測を先取りした動きというより、財政運営や政治日程をめぐる不透明感を纏り込む過程で強まつた側面が大きいと考えられる。

今後は、日銀の金融政策スタンスそのもの以上に、選挙後の財政運営の方向性が、長期金利の中期的なトレンドを左右する局面が続く可能性が高いだろう。

抜き打ち総選挙は株式市場に何をもたらすか？

責任ある積極財政を掲げて、昨年秋に発足した高市内閣は、國民から高い支持率を得て明らかに株高の原動力となつている。

ところが、経済政策を決定する権限のある議会で、高市首相を擁する連立与党は過半の議席を得ていない。そのため、首相の構想する政策を実行しようとしても野党勢力の反対があれば、スマーズにいかない。首相が就任以来、多数与党を目指して、早期の衆議院解散、総選挙を狙っていることは予想されていたが、政治日程からそれは早くして6月の通常国会の終了時あたりではないかと思われていた。

しかし、高市首相は大方の意証券

お詫びと訂正
本誌2025年9月10日号
(No.1753) 特集にて誤り
がありました。読者の皆様お
よびご執筆の方に謹んでお
詫びするとともに、次のよう
に訂正いたします。

に高市政権発足前に政権与党の組み合せに滅多にない大変化が生じていた。長年、自民党と連立政権を組んできた公明党が政策・意見の違いから連立を解消。自民党は日本維新の会と新たに連立政権を組んだ。

さらに、野党第一党の立憲民主党と野党となつた公明党が統合して「中道改革連合」という新政党を結成。左派政党、右派政党でもない中道政党という立場を打ち出してきた。

総選挙は2月8日、超短期決戦である。国民は新連立、新政黨の実態をどこまで理解し、投票政黨を決めるのか、予想しづらい総選挙である。株式市場にとって息の抜けない緊張状態が続くことになろう。

本誌2002年9月10日号
(No. 1753) 特集にて誤り
がありました。読者の皆様お
よびご執筆者の方に謹んでお
詫びするとともに、次のよう
に訂正いたします。

に高市政権発足前に政権与党の組み合せに減多になり大変化が生じていた。長年、自民党と連立政権を組んできた公明党が政策・意見の違いから連立を解消。自民党は日本維新の会と新たに連立政権を組んだ。

さらに、野党第一党の立憲民主党と野党となつた公明党が統合して「中道改革連合」という新政党を結成。左派政党、右派政党でもない中道政党という立場を打ち出してきた。